

よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 会場運営業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 運営委員会（以下「委員会」という。）による「よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 会場運営業務委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式により受託者を特定する手続き等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 運営委員会プロポーザル実施事務要領第4条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア 提案資格の決定
 - イ 提案内容の評価方法（評価項目、評価基準等）の決定
 - ウ 評価委員の決定
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア 受託候補者の特定
 - イ プロポーザル評価結果の通知・公表
 - ウ その他必要と認めるもの

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、本要領、よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 会場運営業務委託提案書作成要領、よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 運営業務委託提案書評価基準、よこはま花と緑のスプリングフェア 2023 運営業務委託業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要及び業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 業務実施方針
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 企画提案内容の妥当性・実現性等
- (2) 業務実施体制の妥当性・実現性等

(3) その他当該業務に対する意欲等

- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。申込者が5者以上の場合は提案書にて書類選考を行い、最大4者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定するものとする。ただし、評価結果が同点の場合には、業務実施方針の課題1、課題2、課題3の順に得点が高い提案者を特定し、さらに同点の場合は、評価会議にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定するものとする。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果をその提案者に通知するものとする。
- 5 提案者が1者の場合は、満点の6割以上の評価点をもって特定するものとする。

(評価会議の設置)

第6条 評価会議は、次の各号に定める事項について、その業務を行うものとする。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) 提案内容の評価
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価会議には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

- 委員長 公益財団法人横浜市緑の協会総務部総務課長
副委員長 公益財団法人横浜市緑の協会管理部緑化推進課長
委員 公益財団法人横浜市緑の協会総務部経理課長
委員 公益財団法人横浜市緑の協会管理部施設課長
委員 環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価会議は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果をよこはま花と緑のスプリングフェア 2023 業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価会議は非公開とする。

(提案資格の確認)

第7条 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

なお、書面は委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後4時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、委員会が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の確認)

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く7日後の午後4時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、委員会が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面もしくは対面により回答する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。